

第2章 規格

2.1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」による性能基準

法律施行基準 第18条 (供給設備の技術上の基準)

8号 集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

ロ 調整器とガスメーターの間に設置される管にあつては、0.8メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの。

9号 調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格すること。

ロ イ以外の供給管にあつては、8.4キロパスカル以上

2.2 「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」に定められている技術基準

1 ホースの部分は、次の(1)から(4)までによること。

(1) 耐熱性、難燃性及び耐老化性を有するものであること。

(2) 十分な引張強さ及び可とう性を有すること。

(3) 内層は、液化石油ガスに侵されないものであること。

(4) 外層は、耐候性及び耐食性を有するものであること。

2 継手金具の材料は、鋼又は銅合金であること。

3 継手金具の接続部のねじは、日本工業規格 B 0203（昭和 54 年）管用テーパねじ又は日本工業規格 B 0207（昭和 55 年）メートル細目ねじであること。

4 パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。

5 耐圧性能、気密性能及び十分な引張強さを有するものであること。

6 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

7 温度零下 25 度において、使用上支障のないものであること。

8 継手金具又は低圧ホースの見やすい箇所に容易に消えない方法で届出事業者の氏名又は名称、製造年月、製造番号及び液化石油ガス用である旨が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもって代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもって代えることができる。

2.3 高性能低圧ホースに係る技術基準対照表

試験項目など	高性能（Ⅰ類）の技術基準	標準品（Ⅱ類）の技術基準
(1) 耐熱老化性 (基準追加)	80℃以上の恒温槽に 960 時間（40 日間）放置した後、低圧ホースに左右 90° のねじりを各 1 回加え、気密試験（0.3MPa、を 1 分以上）を行う。	(規制なし)
(2) 耐候性 (基準強化)	交換期限を 7 年から 10 年に延長することから、現行の試験時間 96 時間に 10/7（約 1.43）を掛け切り上げた 140 時間とすることとした。	JIS K 6347 液化石油ガス用ゴムホースの 7.5 オゾン劣化試験方法による。
(3) 表示 (基準追加)	高性能低圧ホースである旨の記号“S”を表示〔（財）日本エルピーガス機器検査協会発行の基準適合マーク〕する。	(規制なし)

(注) 高性能低圧ホースは、前提条件として標準の技術上の基準をクリアしたものである。

2.4 その他関係基準

2.4.1 高圧ガス保安協会基準

KHK S 0709 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース規格（平成 18 年 8 月 10 日改正）

2.4.2 （財）日本エルピーガス機器検査協会 検査規程

- (1) LIA-420 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース検査規程（平成 17 年 4 月）
- (2) LIA-430 液化石油ガス用継手金具付大口径低圧ホース検査規程（平成 9 年 8 月）
- (3) LIA-700 液化石油ガス用高性能供給機器検査規程（平成 10 年 7 月）

2.4.3 日本工業規格関係

- (1) JIS B 8261 液化石油ガス用ゴムホースアセンブリ
- (2) JIS K 6347 液化石油ガス用ゴムホース